

入札の公告

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年7月12日

北海道総務部長

この入札を次のとおり実施する

1 契約担当者等

北海道知事 鈴木直道

2 入札に付する事項

- (1) 工事番号 20014番
- (2) 工事名称 小樽市61共101-304号公宅給排水設備ほか改修工事
- (3) 工事場所 小樽市
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から令和7年1月27日まで
- (5) 工事概要 職員公宅の給排水設備改修工事

3 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出し、承認を得て紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- (5) 本工事の契約は、契約手続きに係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下「電子契約」という。）ができる。
- (6) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (7) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 発注工事に対応する令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち「管工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における「管工事業」の許可を有すること。
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 北海道における「管工事」の競争入札参加資格が「A等級」に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- キ 後志総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去15年間（入札執行日から遡って15年前から入札参加資格審査の日まで）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
 - ① 種類 管工事（新築、改築、増設又は改修）
 - ② 請負金額 3700万円以上
- ケ 次の要件を満たす者を工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適

用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

(ア) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

(イ) 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

コ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(エ) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事みなす。

(オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は後志総合振興局管内の工事でなければならない。

(カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

サ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

シ 本工事に係る設計事務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ス 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

(2) 経営建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、北海道における「管工事」の競争入札参加資格が「A等級」に格付されており、かつ、(1)

のイ及びサの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オからコまで、シ及びスの要件を全て満たしていること。

また、(1)のクの要件については、構成員の1者以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケ及びコの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 構成員の組合せは、北海道における「管工事」の競争入札参加資格の格付が「A等級又はB等級」に属する者で同一等級若しくは直近等級との組合せであること。

キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

5 競争参加資格申請等の提出期間等

(1) 中請書

ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に(2)の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、支出負担行為担当者の承認を得て紙により入札に参加する場合(以下「紙参加」という。)は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)のイからエの書類を添付して紙により提出しなければならない。

ウ (2)の該当書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合(北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。)は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績調書

ウ 類似工事施工実績を証明する書面(工事実績証明書又はこれに代わる書面(契約書等の写し))。共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し)

エ 特定関係調書(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。)

オ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果(総合評定値通知書)の写し(有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し)

(3) 提出期間等

ア 電子入札システムによる提出期間

令和6年7月12日(金)から令和6年7月25日(木)午後5時まで(日曜日及び休日を除く。)
(電子入札システムが運用していない時間を除く。)

イ 紙による提出期間等

(7) 提出期間

令和6年7月12日(金)から令和6年7月25日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで

(1) 提出場所

郵便番号060-8588

北海道札幌市中央区北3条西7丁目(北海道庁別館12階)

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

(電話番号 011-204-5049)

(4) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない

6 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が4に掲げる資格を有するかどうかの審査を行

い、その結果を令和6年7月31日(水)までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和6年8月5日(月)までに電子入札システム又は書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

郵便番号060-8588

北海道札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館12階）

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システム又は書面により回答する。

8 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館12階）

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

(電話番号 011-204-5049)

9 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

- (2) 入札書の提出期間等

令和6年8月9日(金)午前9時から令和6年8月21日(水)午後3時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(5)の開札場所へ(6)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「〇〇工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

また、開札日時以外に持参又は送付する場合は、令和6年8月9日(金)から令和6年8月21日(水)(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までに次の提出先に提出すること。

郵便番号060-8588

北海道札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館12階）

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

- (3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認をする入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- (4) 本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付すること。なお、持参の場合は落札者となったときに、提出すること。

- (5) 開札場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目

別館4階出納局入札室

- (6) 開札日時

令和6年8月22日(木) 午前9時30分

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところより入札保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

- (2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。なお、財務規則第171条の定めるところ

より契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

11 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和6年7月12日(金)から令和6年7月25日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、

令和6年7月12日(金)午前9時から令和6年7月25日(木)午後5時まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 交付場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目(北海道庁別館12階)

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

12 送付による入札

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けていない。

なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

13 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

14 落札者と契約締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約の締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できることにより生じる損害の賠償を請求することができない。

15 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合落札者は、電子契約に承諾したものとみなす。

16 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 最低制限価格 設定している。

17 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、競争参加資格確認申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月21日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 公開場所

(1) 北海道札幌市中央区北3条西7丁目(北海道庁別館12階)

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

(電話番号 011-204-5049)

(2) インターネットによる閲覧

「電子調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 受付場所

郵便番号060-8588

北海道札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館12階）

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

(電話番号 011-204-5049)

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和6年7月12日(金)から令和6年8月21日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧場所

「電子調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」

「その他の公開情報」に掲載する。

18 支払条件

(1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

(3) 部分払

部分払は行わない。

19 その他

(1) 入札の執行回数は原則2回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、4に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙による入札の参加について、支出負担行為担当者の承認を得ようとする者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後3時までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式3）を提出しなければならない。

なお、書面は、次の提出先に持参又は送付により提出すること。

郵便番号060-8588

北海道札幌市中央区北3条西7丁目（北海道庁別館12階）

北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部人事局職員厚生課（電話番号 011-204-5049）

イ 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようと/orする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (11) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (12) 公告の内容に関し不明な点は、北海道総務部人事局職員厚生課公宅保全係（電話番号 011-204-5049）に照会すること。